条約

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年九月十日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第十号

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定

日本国政府及びアイルランド政府は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアイルランドをいう。

(b)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

アイルランドについては、アイルランドの市民

(c)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

アイルランドについては、次条1に掲げる法律及び規則

(d)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

アイルランドについては、社会・家族大臣

(e)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

アイルランドについては、社会・家族省

(f)　「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。ただし、他の社会保障に関する協定であってこの協定と同種のものにより、又は欧州連合の移民労働者のための社会保障に関する規則により、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間については、含めない。

(g)　「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

3　この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二条　この協定の適用範囲

この協定は、

1　アイルランドについては、

(a)　次の事項に関する社会福祉法及び社会福祉法に基づいて定めた規則について適用する。

(i)　国家年金（拠出制）

(ii)　国家年金（移行）

(iii)　寡婦・寡夫年金（拠出制）

(iv)　障害年金

(v)　保護者給付（拠出制）

(vi)　死別手当金

(vii)　雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務

(b)　(a)に掲げる法令を改正し、補足し、統合し、又は代替する将来の法令について適用する。ただし、この協定は、他の種類の給付又は新たな部類の受給者を設ける将来の法令については、適用しない。

2　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(a)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(b)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(c)　国家公務員共済年金

(d)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(e)　私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であった場合と同一の条件で支給する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において当該雇用者のために就労するよう派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4　3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して3に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条　海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1　一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者について、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている場合には、当該者が当該一方の締約国の居住者でない限り、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。